

平成23年国保保険料納付額

確定申告の参考に

▼昨年1年間に納めた国民健康保険料は確定申告の際、社会保険料控除として全額、所得からの控除が認められていますので下表を参考に申告を行ってください。▼ご自分や家族の年金保険料なども忘れずに。

納付額早見表 (平成23年1月~12月)

1. 医療給付分+後期高齢者支援金分(年額)		20歳未満	20~24歳	25~29歳	30~74歳	75歳以上
組合員(単身)	都内	60,000	96,000	132,000	182,400	6,000
	都外	84,000	120,000	156,000	206,400	6,000
組合員+家族1人	都内	111,600	147,600	183,600	234,000	57,600
	都外	140,400	176,400	212,400	262,800	62,400
組合員+家族2人	都内	163,200	199,200	235,200	285,600	109,200
	都外	196,800	232,800	268,800	319,200	118,800
組合員+家族3人	都内	214,800	250,800	286,800	337,200	160,800
	都外	253,200	289,200	325,200	375,600	175,200
組合員+家族4人以上	都内	266,400	302,400	338,400	388,800	212,400
	都外	309,600	345,600	381,600	432,000	231,600

2. 介護納付金分		1人	2人	3人	4人
40歳以上65歳未満の組合員+家族数	月額	2,000	4,000	6,000	8,000
	年間納付額	24,000	48,000	72,000	96,000

- ◆国民健康保険料の1年間の納付額は上記1.医療給付分・後期高齢者支援金分と2.介護納付金分保険料の合計額となります。
- ◆組合員(75歳以上である後期高齢者組合員を除く)の保険料は4月1日現在の満年齢で判定し、1年間変わりません。
- ◆後期高齢者医療制度に該当することとなった組合員は、75歳の誕生日の属する月から保険料が変更になり、組合員として残る場合は月額500円、脱退する場合はその月分の保険料はかかりません。
- ◆介護保険第2号被保険者となって介護納付金分保険料が発生するのは、40歳の誕生日の前日の月からとなります。
- ◆平成23年中に組合員の住所変更(都内、都外の変更)や家族の異動があったときは、その月から保険料が変わりますので下表を使って計算し、上表2.介護納付金分を加えてください。

(参考)医療給付分+後期高齢者支援金分保険料の月額		20歳未満	20~24歳	25~29歳	30~74歳	75歳以上
都内組合員		5,000	8,000	11,000	15,200	500
〃の家族1人につき			4,300			
都外組合員		7,000	10,000	13,000	17,200	500
〃の家族1人につき			4,700			

※家族5人目からは無料です。

こんなときは協会けんぽに適用除外の申請が必要です

- ◇事業所が個人から法人に変わったとき
 - ◇個人事業所で、従業員が常時5人以上となったとき
 - ◇法人事業所が新たに従業員を雇ったとき
- (これらの申請には国保組合理事長が加入証明をします)
- ◆このような手続きをしないまま加入を続けて一定期間を経過した場合は、法人となった時点(最長2年前)に遡って、協会けんぽに強制的に移っていただくことになります。
- ◆法人が新規に国保組合に加入しようとする場合も、適用除外申請は認められず、協会けんぽに加入していただくことになります。

平成24年4月1日付で被保険者証が一斉更新されます。

平成24年度から被保険者証の表面が結核・精神医療給付金の廃止に伴い変更になります。

また、色も、うぐいす色から濃いクリーム色に変わります。(下図)なお、新証は平成24年3月中旬より所属組合を通じて交付されます。有効期限は、平成25年3月31日までですが、保険料の滞りなどがある場合は有効期限を短縮した「短期被保険者証」が交付される場合もあります。

国民健康保険被保険者証 有効期限 平成25年 3月31日

記号 88-00 番号 000 組合員

氏名 職能 太郎

生年月日 昭和45年 11月23日 性別 男

資格取得年月日 平成24年 1月1日

交付年月日 平成24年 4月1日

組合員氏名 職能 太郎

住所 東京都 新宿区 市谷田町2-26

事業所名 (株)職能国保

保険者番号 133249 東京建設職能国民健康保険組合

被保険者証が更新されます

住所変更・家族の異動は十四日以内に届出を

保険給付の申請手続き(出産育児一時金・葬祭費・療養費他)

申請事項	支給要件	申請書に添付する書類等
出産育児一時金	被保険者が出産したとき (妊娠4ヶ月(85日)以上の死産・流産を含む)	* 出産が確認できるもの ・母子健康手帳のコピー ・出生児を含む世帯全員の住民票
葬祭費	組合員または家族が死亡したとき	・死亡診断書のコピー、住民票の除票等
傷病手当金	組合員が病気やけがで仕事を休んだとき	* 申請書に医師の労務不能証明
出産手当金	組合員が出産のため仕事を休んだとき	* 申請書に事業主の労務不能証明
高額療養費	医療費の一部負担金が一定額を超えたとき	* 所得が確認できる書類 ・住民税課税(非課税)証明書等
入院時自己負担限度額適用	・70歳未満の被保険者が入院したとき ・低所得者で入院時食事療養費の額を減額するとき	* 所得が確認できる書類 ・住民税課税(非課税)証明書等 ・住民税非課税証明書等
特定疾病受領証	血友病、人工透析などで特定疾病の適用を受けたいとき	* 特定疾病認定承認書に医師の証明
療養費	緊急、その他やむを得ない理由で保険診療が受けられないとき	・診療報酬明細書・領収書
補装具(コルセット)	医師が治療上必要と認め、補装具を作ったとき	* 治療上、補装具の装着が必要である旨の医師の同意書か診断書 ・領収書

▼各種申請書は所属組合に用意してあります。▼上記給付を受ける権利は2年を経過すると、時効となりますのでご注意ください。▼その他の保険給付として、海外療養費、移送費等もあります。ご不明な点やお問い合わせは所属組合又は当組合業務課給付係まで。

- | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------|------------------|------------------|----------------|-----------------------|--------------|-------------------|--------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 代表者 黒川 修 | 世田谷中小建設業協会 代表者 安東 久子 | 東京都豊工業協同組合 柳田 孝光 | 京浜工業塗装協同組合 石井庄四郎 | 練馬建設事業組合 黒田 國男 | 一般社団法人 西部建設厚生協会 植島 清春 | 江東板金組合 谷田川良一 | 代表者 田無保谷建設組合 下田 均 | 城南建設組合 宮澤 正倫 | 東調布建設組合 植松 勝己 | 小岩建築協同組合 川上 廣男 | 東京造園業組合 渡辺 真史 | 代々木建設組合 吉田 昭二 |
|----------|----------------------|------------------|------------------|----------------|-----------------------|--------------|-------------------|--------------|---------------|----------------|---------------|---------------|

国保だより

建設機能会館内 国保組合事務局
TEL 3260-6441
FAX 3260-7534

今年4月から

「結核・精神医療給付金」廃止へ

国保組合が行う「結核・精神医療給付金」の本人負担無料化が、過剰な給付にあたることを、国から廃止を求められていたが、当組合も他の国保組合と並んで来年度から廃止する見通しとなった。

しかし相次ぐ国保組合の業務は、かつて2分の1の公費負担で行っていたが、制度間の公平性や財政の問題もあり、公費負担の引き下げなどの中で、当組合では10割を維持してきた。

同種の事業は、かつての補助の見直しなどを受けて、補助金減額という事態にまで至り、廃止せざるを得ない状況となった。

なお、非課税者で社会保険加入者を対象に一部負担金の免除を行

合不祥事や、事業仕分けでの補助の見直しなどを受けて、補助金減額という事態にまで至り、廃止せざるを得ない状況となった。

これまで「結核・精神医療給付金」を受けていた方でお住まいが東京都内で住民税非課税の方は、市区町村窓口での手続きによって、

これまでどおり一部負担が免除されることとなりますが、それ以外の方は、4月以降「結核・精神医療給付金」として組合が負担していた部分が自己負担となりますのでご理解をお願いいたします。

詳しくは市区町村担当窓口にお尋ね下さい。

なお実施には今後組合での承認が必要となります。

◆被保険者数

組合員	4,068人
家族	5,525人
計	9,593人

(平成23年11月末現在)